

令和2年2月18日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している、挙式・披露宴約款（以下、「本件約款」といいます。）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項を確認しました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年3月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 解約料に関する条項について

第8条 [お客様による解約]

1. お客様が本契約を解約される場合には、以下の基準に基づいた逸失利益に相当する解約料金を頂戴いたします。

...

(解約期日)	(解約料金)
①ご契約成立日～挙式日の180日前	申込金の全額、及び印刷物等の実費
②挙式日より179日目～120日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の25%及び印刷物等の実費
③挙式日より119日目～90日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
④挙式日より89日目～60日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の35%及び印刷物等の実費
⑤挙式日より59日目～30日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
⑥挙式日より29日目～15日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑦挙式日より14日目～8日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の50%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑧挙式日より7日目～2日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の50%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑨挙式日の前日～当日	お見積もり額（サービス料を除く）の全額

1 申入れの趣旨

本条項について、削除するか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定してください。

2 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、本条項は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

以下の表の通り、本条項のうち、

- ・ 契約成立日から挙式日より365日前
- ・ 挙式日より364日前から60日前
- ・ 挙式日より29日前から前日

においてなされた解約について定めた解約料は、公益社団法人日本ブライダル振興協会が作成した「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」（以下、「モデル約款」といいます。）に定める解約料を上回ります。モデル約款は、消費者契約法や社会環境の変化への対応等のために同協会によって調査研究して作成されたものであり、その内容には相当性が存在するといえます。そのため、事業者にモデル約款が想定していないような特殊事情が存在するなどの特段の事情が無い限りは、モデル約款に反する約款は消費者契約法9条1項に定める平均的な損害の額を超えるものと判断できます。

そして、モデル約款は、申込金や見積もり金額について、その全額を解約料とする場合以外は、「～%まで」とモデル約款の定めを超える解約料を定めることを許容していません。それにも関わらず、上述の通り本条項はモデル約款の定めを上回る解約料を定めています。

また、それぞれの段階における貴社の挙式に向けた準備の状況や別の顧客が新

たに契約申込みを行う可能性等を考慮しても、貴社において特にモデル約款が想定していないような特殊事情が存在するなどの特段の事情が存するとも考えられません。

以上から、本条項のうち、契約成立日から挙式日の365日前、挙式日より364日前から60日前、挙式日より29日前から前日においてなされた解約について定める部分は、結婚式場・披露宴会場の使用等の契約の解約によって貴社に生じる平均的損害を超え、消費者契約法9条1号に反するものといえます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を超えないような形に改定するよう、申入れをします。

(表)

解約日	モデル約款の定め	本条項の定め
契約成立日～挙式日の 365日前	申込金の25%または3万円 のいずれか低い額まで	申込金の全額、及び印刷物等 の実費
挙式日より364日目 ～180日前	申込金の50%まで及び印刷 物等の実費	同上
挙式日より179日前 ～150日前	申込金の全額及び印刷物等の 実費	お見積もり額（サービス料を 除く）の25%及び印刷物等 の実費
挙式日より149日前 ～120日前	お見積もり額（サービス料を 除く）の20%まで及び印刷 物等の実費	同上
挙式日より119日前 ～90日前	同上	お見積もり額（サービス料を 除く）の30%及び印刷物等 の実費
挙式日より89日前～ 60日前	お見積もり額（サービス料を 除く）の30%まで及び印刷 物等の実費	お見積もり額（サービス料を 除く）の35%及び印刷物等 の実費

挙式日より59日前～ 30日前	お見積もり額（サービス料を除く）の40%まで及び印刷物等の実費	お見積もり額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
挙式日より29日前～ 15日前	お見積もり額（サービス料を除く）の45%まで及び印刷物等の実費	お見積もり額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
挙式日より14日前～ 10日前	同上	お見積もり額（サービス料を除く）の50%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
挙式日より9日前～8 日前	お見積もり額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額	同上
挙式日より7日前～2 日前	同上	同上
挙式日の前日	同上	お見積もり額（サービス料を除く）の全額
挙式日の当日	お見積もり額（サービス料を除く）の全額	同上

第2 解約の意思表示の効力発生時期に関する条項について

第8条 [お客様による解約]

・・・

2. 本契約の解約は、お客様のいずれか一方から解約の意思表示があり、かつ前項の解約料金全額が支払われた時点で完了します。解約が完了しない場合には適用さ

れる解約料金が変動することがありますのでご注意ください。

1 申入れの趣旨

本条項を、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

消費者契約法10条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると規定しています。そして、貴社が顧客との間で行う挙式・披露宴契約は、民法上の準委任契約（民法656条）にあたるため、準委任契約においては各当事者がいつでもその解除をすることができるものと定められており（民法651条1項）、解約料や損害金の支払いは解除をするための要件として定められていません。

しかし、本条項においては、解約の要件として、顧客による解除の意思表示に加えて本件約款8条1項に定める解約料全額が支払われることを要求しています。このような条項は、民法651条1項の適用による場合に比して顧客の権利を制限ないし顧客の義務を加重する条項です。そして、たとえば顧客と貴社との間で解約料について争いがある場合にも顧客がいったん解約料全額を支払うことを事実上強制する点で、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえます。

以上から、本条項は、消費者契約法10条によって無効となります。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を削除するよう、申入れをします。

第3 貴社の顧客に対する損害賠償に関する条項について

第9条 [お客様に対する解約]

以下の場合には、当館から本契約を解約させていただきます。なお、本条に基づくご解約にともないお客様に損害が発生しても、その賠償はいたしかねますのでご了承ください。

・・・

④当館とお客様との間で諸問題が生じ挙式・披露宴が滞りなく施行できないと判断した場合

第10条 [施設内における事故・盗難]

施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、当館は一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

1 申入れの趣旨

本各条項につき、消費者契約法8条1項に適合するよう改めてください。

2 申入れの理由

消費者契約法8条1項1号・3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同条2号・4号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定しています。換言すれば、事業者が故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者が軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしています。

本件約款9条の④の部分については、貴社側の事情に起因する「諸問題」によって貴社が「挙式・披露宴が滞りなく施行できない状況と判断した場合」など、

貴社に過失がある場合についても貴社の責任を全部免除すると解釈されるため、消費者契約法8条1項1号・3号により無効となります。

また、本件約款10条についても、貴社に軽過失があった場合でも貴社の責任を全部免除すると解釈されるため、消費者契約法8条1項1号・3号により無効となります。

よって、本件約款9条の④の部分について、消費者契約法8条1項に適合するよう改めてください。本件約款10条についても、「当館の故意または重大な過失がある場合を除き」の部分「当館に帰責性がある場合を除き」と改めていただくなど、消費者契約法8条1項に適合するよう改めてください。

第4 裁判管轄に関する条項について

第15条[合意管轄]

本契約に関しては、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

1 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

2 申入れの理由

専属的合意管轄について定める本条項は、民事訴訟法5条の適用による場合に比し、消費者の権利を制限する内容となっています。

したがって、本条項は、消費者契約法10条に反するため、削除するよう求めます。

以 上